

議案才二十六号

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約制定について

昭和三十四年三月 日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和三十四年三月七日 議決

三朝町議会議長

加藤 幸太



# 原案可決

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約

(名称)

第一条 この組合は、倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合（以下「組合」と云う）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 この組合は左の市町村を以て組織する。

倉吉市 西金町 三朝町 東郷町 北条町 泊村 由良町 大栄町 初合町

(組合の共同処理する事務)

第三条 この組合は、伝染病予防法に基く伝染病院を設置し、その運営管理及びその他の事務を共同処理する。

(組合事務所的位置)

第四条 この組合の事務所は、倉吉市役所内に置く。

(組合議会の組織及び議員の選出方法)

第五条 組合議会の議員は、組合を組織する市町村の長及びその市町村議会において議員のうちから互選し、之を以て組織する。

又、組合議会議員の定数は、二十二名とし、左の区分による。又、これ等七条第二項の規定により管理者とすべし市町村は第一項後段より議員中から補充することができる。

倉吉市 六名 阿合町 二名 三朝町 二名 東御町 二名 旭郷町 二名 若木  
田良町 二名 大柴町 二名 羽合町 二名

(議員の任期)

第六條 組合議会議員の任期は、当該市町村長及び議会議員の任期による。

又、組合議会議員の欠員を生じるときは、二ヶ月以内、補欠議員を選出しなければならない。

三、補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任方法)

第七條 この組合に執行機関として、管理者一名及び副管理者一名を置く。

又、管理者は関係市町村長のうちから組合議会において選任する。又、副管理者は、組合議会の議員を兼ねることができない。

三、管理者の任期は当該市町村長の任期による。

四、管理者は組合を代表し、事務を管理し及び執行する。

五、副管理者は管理者がその所在する市町村の助役を組合議会の同意を得て選任する。

六、副管理者の任期は、当該市町村助役の任期による。

七、管理者が事故があるときは、副管理者がその職務を代理する。

(補助機関)

條八條 この組合に左の職員を置く

収入役 一名 事務長 一名 書記 若干名

之 職員は管理者が任免する。

(組合の監査委員の選出方法)

條九條 この組合に監査委員を置く

之 監査委員は二名とし、組合議会議員の互選とする。

之 監査委員の任期は、組合議会議員の任期による。

(組合の経費の支弁方法)

條十條 この組合の経費は、組合の財産より生ずる収入及びその他の収入をもつてこれに充てる

ほか左の基準による割合により、各市町村に分配する。

一 伝染病院組合経費 別表に掲げる最近の国勢調査による各市町村の人口割合による。

二 患者 黄 当該市町村の負担とする。

附 則

この規約は知事の認可の日から施行する。

3. 倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約（昭和三十一年規約六一号）は廃止する。  
 2. 二の規約施行の際、現に在任する管理者及び組合議会の議員は、それ以外の任期を引続き二  
 の規約による管理者及び組合議会の議員として在任する。

別表

市町村名	更相割合	市町村名	更相割合
倉吉市	四七、六七%	沼田村	四、三五%
岡金町	六一、一一%	由良町	四、四八%
三朝町	一〇、三三%	大栄町	五、二〇%
栗御町	八、〇三%	初合町	七、二三%
北条町	六、大〇%		